

第九章 天災と一揆

徳川幕府の下に天下は治まり、戦乱は絶え、いかにも天下太平であるかのように見えるが天変地異ともいうべき天災がしばしば襲つて国民を苦しめている。今日でいう冷害、干害によつて農作物ができず、いわゆる飢饉が相次いで起つたのである。讃岐では享保・元文・寛保・寛延・宝暦・明和・天明・天保に起つた飢饉が大きな被害をもたらした。その中でも被害の最も大きかつたのは享保の飢饉と思われる。これは九州・中国・四国を襲つたもので十七・十八年（一七二二—一三）で餓死した者が十七万人もいたといふ。「讃岐大日記」に当時の被害状況を詳細に書いているが、享保十年（一七二五）から十九年（一七三四）までの十年間に、米の収穫時に海水が侵入、麦の手入れ時期（三月）大雪・四月に干害などがあり、十八年には疫病が流行して死者多数を出した。天災によつて食物不足、栄養失調、気候不順などから流行性の病気が起ると多くの人は抵抗力を失つてゐるため急速に伝染する。

正徳五年（一七一五）八月から各疫病流行し死者数千

享保八年（一七二三）春、痘瘡流行死者数千

享保十八年（一七三三）流行病死者数千

享保十九年（一七三四）夏、疫病発生多数死す

安永二年（一七七四）春、夏大疫病発生し人多く死す

安政五年（一八五八）九月、コレラ流行

文久二年（一八六二）麻疹大流行し死者多し

丸亀藩では享保十年（一七二五）ごろから次第に餓死者を出し、藩では藩庫を開いて米麥を給与した。民衆は困窮のあまり盜賊となつて各所をうろついていた。高矩は藩内に次のような命令を出して盜賊逮捕を命じた。

一、此の間在方盜賊徘徊之風聞有レ之候村々に夜番を置く中夜回り可レ仕候 尤庄屋役人打回り之者共油断無レ之様に可レ申付候 尤うさんな者見付候はば遂吟味、弥紛敷者に候はば、大庄屋共迄召連可レ出候 並火本（元

?）念を入れ可レ申付事。

村々に而〇〇〇〇等申付昼夜共村端社辻堂森林口至る迄氣をつけ随分盜人捕候様に可レ申付事。

一、兼而申付候得共猶又、此節昼夜共行衛不知者立宿は勿論之事暫休足（息？）致させ間敷候、常々油断不レ仕様に心を付うさん成者見請候はば押置き早速此所之役人之届出可レ申事。

一、鉄砲は兼て御法度之義に候間不レ改者鉄砲持通り候はば捕置訴出可レ申候事。

一、他領堺之村々茶屋有レ之之所にては随分念入役人氣を付け可レ申候。御城下近方土居村渡場、中府三軒屋並仁尾觀音寺別而無レ油斷可レ申付候 殊に當時祭礼有レ之所々万端例年より念を入れ可レ申付候事。

とあり、享保十六年（一七三一）のある人の覺に「四、五か年も凶年打続申候而在方迷惑仕候に付諸商人籠留被レ為仰付候云々」とあるのから考へると、商業も停止の状態であつたといふことができる。翌十七年にはいなが发生したため、

「当年稻作虫蝕御領分困窮及難儀候由に付諸勧進停止可レ申付候間村々未々迄堅可レ被レ申付候云々」と、寺社の勧進つまり寄付を禁止している。

詫間では飢饉の程度は資料がないのでわからないが、五郷（大野原町）で夫喰を受けたものの数がわかつてゐる。残存の書類から推測すると総人口七二一人の内六五九人が夫喰を受けているから、約九割以上が餓死直前であった。当時の夫喰は男一人一日麦一合五勺（二三二五g）女と十四歳以下の者は一合（一五〇g）であった。この惨状は記録の残つてゐる五郷だけでなく、残つていない全譜岐に及んでいたとみてよい。藩の方でも在庫が僅少になり、給食することができなくなり、遂に夫喰願出を禁示した。それでもなおやまないので次のような通達を出した。

夫喰願出人は今後

一、藁わらにて結髪の事

一、宮寺參詣諸見物等の場へ出申間敷事

一、はだしにて歩行致すべき事

およそ人間として最低の生活であつた。こうした中に窮民救済に尽力した者もいた。天保十三年（一八四二）の「地志御書上帳積浦」に篤志家の名が出でている。

享保十八癸丑九月

一、杉原 弐束づつ 積浦 安養寺 十輪寺

一、半紙一束半切百枚づつ

徳兵衛 七兵衛 与惣治 吉兵衛 孫兵衛 六兵衛 治郎兵衛 嘉左衛門 十左衛

一、半切百枚づつ

与吉郎 助吉郎 善兵衛 清四郎 金次郎 三十郎 権吉 弥次兵衛 孫四良 善兵衛 与兵衛 善太郎
甚十郎 弥平 市左衛門 利左衛門 平兵衛

右は旧冬以来当春に至飢人御座候处在町之者且寺方加情寸志出懷之儀御座候に付江戸表へも可被為仰遣此節御料理等可レ被レ下処遠方面々茂有レ之其上大勢之儀御手配茂可レ不都合レ依而御手すき杉原並半切紙乍レ少分可レ被段岡七郎兵衛様御剪紙を以レ下置レ冥加至極難レ有御請奉次戴候旨旧記相見申候々々

とある。杉原・半紙・半切はみな紙の名称である。

莊内組は運輸、水産の利を占めていたので凶年でもそれ程困らなかつたのである。これは莊内組の積浦の寄付であるが、何をどれ程したかは不明であるが、藩では余程うれしかつたとみえほうびに紙を与えた。この凶年に際して農山村ではくぬぎの実（どんぐり）、ささの実、雑草の根を食べ、また松皮もち、わらもちが作られて一般に用いられ露命をつないだのである。

この享保の大飢饉も百姓一揆は起こらず、やがて作物は収穫でき平隱な歳月が流れたが、寛延年間にまた大きな飢饉が襲つて來た。

寛延元年（一七四八）六月大風雨、七月大ひでり、九月一日大風洪水、九月十六日 大風雨洪水

寛延二年（一七四九）四月地震、六月七日大洪水、牛疫流行

こうした自然の災害の連続で生活苦にあえいでいる社会状勢にもかかわらず、丸龜・多度津両藩の藩吏、大庄

屋・庄屋の中には私利をむさぼる者が多く、百姓の苦労を顧みず、租税を累年重課した。それらの罪状を「西讃騷動記」には次のように述べている。

「奸藩吏、大庄屋等は無法なる税を課するの他、諸費、諸掛り等年を追つて増加しぬ。たとえば臺・建具・水車、牛・馬、唐箕カガシ・万石、味噌ミソ・醤油・油・酢などの日用品に至るまで重き税を課し徴収す……中略……

未納者あれば村の庄屋に呼び出されて厳しき責を受け、郷倉のうちに呻吟シムギンするものいと多かりき云々」

また「御領分百姓大騷動の事」にもその間の事情をよく知ることができる。

「下役賄賂カモフラにふけり、へつらい、権威に募り、百姓を見ること宛も塵芥アタカジンカイの如し。頭を土に付けさせ草履のちりをかけても猶飽き足らぬ風情にて私慾甚だ深し。行跡言語に絶へたり。……中略……冬の初より在々の百姓役所へ訴えると雖も敢て上間に達せず云々」

以上のような窮状を丸亀藩主へ訴えようと十三か条の願文を出した。多度津藩主へは多度郡十四か村から七か条の願文を出している。松崎村からは

松崎村願文

一、近年不作仕り難儀仕り候 夫喰仰付けられ候様願上奉候

一、御未進米入銀年賦仰付けさせられ候はば有難く存じ奉候

以上

松崎惣百姓

の二か条だけで、一は夫喰をして下さい。二は未納年貢は年賦払いにして下さると有難いと他の願文に比較し

て弱い表現であり、また庄屋の不正などはあげていない。さて一揆は願文がかなえられないと見て大西権兵衛を中心起こしたものであるが本町では丸亀領の詫問村、莊内組には参加したものはなく、多度津領の松崎村が参加している。

寛延二年十月二十四日歎願のため、丸亀に住居している多度津藩主を訪ね、代官に訴え、鎮撫された。しかし言葉だけの鎮撫に不満を持つていたおりから、寛延三年正月十五日、大西権兵衛の拳に呼応して多度郡三井組の百姓一万余人、雨霧山にたてこもり、藩に対し願いの筋あつて、大庄屋須藤猪ハグ兵衛宅を打ちこわすと騒ぎ出した。藩は猪兵衛に閉門を命じた。一月十六日、大見村の小畠方右衛門、神田庄屋近藤六右衛門、上の村大庄屋宇野与平が百姓を説得したが承知せず、雨霧山で三井組と大見の百姓が合流一万余人が三井大庄屋の屋敷をうちこわし、大かがり火をいたた。十七日、多度津藩から御用人ら二、三百騎が山階シャイ村へかけつけ、百姓からの願文をうけとり、要望を入れることを約束した。そこで百姓たちは、ようやく村々へ帰った。十八日、多度郡十四か村の百姓は夫喰歎願のため葛原カズハラに集合したが御用人から書付を取り帰宅、松崎村百姓も同じように十九日丸亀藩庁（多度津藩主は丸亀に居住していた）へ願出て百姓は大体引上げの形となつた。

松崎村が一揆の結果目的を貫徹したもの

未進米借銀利下げ

貫徹し得なかつたもの

夫喰支給

未進米借銀年賦

右のような結果になつたが、松崎の百姓は処罰される者もなく、三項目の中一項目を貫徹することができた。

この結果からみて、百姓の要望である代官、庄屋の暴状を訴えることができたとみてよい。一揆の張本人大西権

兵衛は、はりつけ（磔）の刑になり、七月二十八日金蔵寺川原で露と消えた。時に権兵衛四十八歳、辞世の歌に

此世をば沫あわと見てこし我心

民に代りて今日ぞうれしき

とあつて、今に讃岐の佐倉宗五郎として尊敬されている。同じく妻と四人の子ども（末子は五歳）も連座して死罪となり、その他の主謀者も重刑にかかり多く殺された。この騒動に際しても庄内は全く無関係で、他の村々の百姓が行動を共にしないのを憤つて善通寺から大浜庄屋に訴えるところがあると押しかけようとさえしたが、果たさなかつたのは幸運であつた。丸亀藩主はその美挙を賞して大浜庄屋辻佐右衛門と庄内百姓に対し次のような沙汰があつた。

大浜 辻佐右衛門

当春百姓共騒動之節支配下組合舟等徒党に与不くみ仕段奇特之至依くみ之為くみ褒美くみ庄内七浦申夏成免十五歩通り此已後用捨申付

に庄内七浦大庄屋申付候

庄内中 百姓共

右佐右衛門指図に隨ひ徒党に与不くみ仕段奇特之至依くみ之為くみ褒美くみ庄内七浦申夏成免十五歩通り此已後用捨申付



雪洞宗光神社

候

八月一日

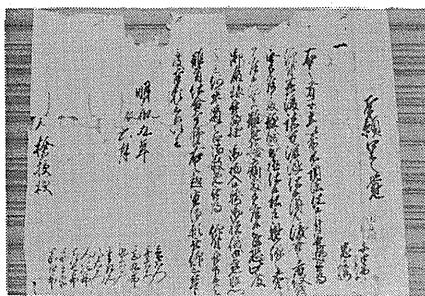
佐々九郎兵衛

夏成りは麦年貢で、免十五歩は一割五分減税することである。さて災害は忘れたころに来るといわれるが、江戸時代の天災は忘れたころどころか一、二年目に必らずといってよいほど襲つてくる。ことに讃岐は水不足に悩まされ「讃岐日照りに米買うな」のようなどばまでできている。ところで享保・寛延の大飢饉は前述の通りであるが、幸に詫間に大きな犠牲者

も出ずに済んだ。しかし天明の大飢饉はのがれることができなかつた。

天明二年（一七八二）五月強風で麦はみのる前にほとんど倒れて収穫は反当二斗（三〇kg）にも足りなかつた。田植はどうにかできたがこの夏百日以上の干天続きで稻はすべて枯死した。この年は節季が越せるとか越せないと生きやさしいものではなく、死の危機にさらされていたのである。そのため農民は食べる物にこと欠いて年貢を納めることは不可能であつた。

詫間村神田の五人組の頭忠藏は組内の者が公課を納められない状態にあるにもかかわらず、制度上完納しなければならないので、意を決して庄屋小林氏に、



覺上口願奉

公粗は平年でも、各人の負担能力に応ぜられたい、また、役人が農民からしぼった公課物を私する悪習を改めるよう、かつ、本年は不作であるので免租せられるよう願つた。庄屋は藩庁へその願いを伝達したところ、お上へ逆うものとして忠蔵は天明二年三月捕えられて下獄したのである。

この時捕吏が丸龜へ護送する忠蔵の姿は悲惨を極めていた。忠蔵は筒袖の着物に底に穴を開けた茶わん五個を通して繩の帶をして、尻をからげ、頭髪は、ぱらぱらでわずかにわらでたばね、首をたれ、力なく歩くたびに、茶わんが腰ですれ無気味な音を八幡山の裏に残しながら牛追いのような捕吏のしかり声に追いたてられて静かに歩んでいった。彼の妻は先年死亡していたが長女おかね十六歳と一女とよ十二歳の一人は涙をためて、父親の後姿を見送つた。この情景を目のあたりに見た近所の人々は身を切られる思いで声をあげて泣いたという。忠蔵は獄中厳然とした態度で取調べに答え、うしろ暗い役人は苛酷な責め苦を与えたが、真実を述べるだけであつた。その結果彼は塩屋で斬罪に処せられ、天明四年十二月二十五日 首を詫間村の城山の下にさらされたのであつた。忠蔵の死によつて藩政改革が行われたということである。忠蔵の死は近隣の村々にまで伝わり、多くの人に惜しまれ、その後、たれがしたともなく浪打八幡神社境内に小祠レが建てられ、忠蔵の靈が祭られたのである。現在八幡神社拝殿北側に雪洞宗光神社があるのがそれである。忠蔵の子どもは女であつたので連座をまぬがれた。写真は忠蔵の死後、お取上げになつている土地を遺児たちに返還されるよう歎願した書付けである。

注 江戸時代の刑罰は本人だけでなく家族も連座して罪に服させることが多かつた。たとえば前述のように大西権兵衛の五歳の末子も父の罪を負つて死罪になつてゐる。ところが同じ子でも女の場合は許されるのである。男尊女卑の時代では尊ばれる代りに

罪もきびしかつたのである。安藤忠蔵の子どもは女であるので死を免れたが、田畠を没収されて生活に困り、親類の者がその返済を願つた文が写真である。あて名は検校様とあつて、殿様とも郡奉行様とも書いていない。当時は直接藩主に願うことは厳禁せられ、また役所への願いはしかられて取り上げにならなかつた。そこで寺の住職に事情を打ちあけ、住職から藩主や重役と話をする機会の多い僧を通じて願い出るいわば裏口工作の方が効果があつた。こういうように情に訴え、僧に依頼することを「仮のそでにすがる」といつた。こうした不幸な人々を救済することが僧の任務でもあつた。